

令和4年度
定期監査結果報告書

泉大津市監査委員

泉 大 監 第 77 号

令 和 5 年 2 月 10 日

泉 大 津 市 長 様

泉 大 津 市 議 会 議 長 様

泉 大 津 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様

泉 大 津 市 病 院 事 業 管 理 者 様

泉 大 津 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様

泉 大 津 市 公 平 委 員 会 委 員 長 様

泉 大 津 市 農 業 委 員 会 会 長 様

泉大津市監査委員 池 田 学

泉大津市監査委員 池 辺 貢 三

令和4年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を執行したので、その結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

令和4年度定期監査結果報告	5
第1 監査の種類	5
第2 監査の実施期間	5
第3 監査の対象	5
第4 監査執行者	6
第5 監査の方法	6
第6 監査の結果	6
共通事項	7
1 収入事務について	7
2 支出事務について	7
3 契約事務について	7
4 その他	8
質問・要望事項等	9
1 危機管理課	9
2 市長公室	13
3 政策推進部	16
4 総務部	22
5 保険福祉部	24
6 健康こども部	26
7 都市政策部	27
8 市立病院事務局	29
9 消防本部	32
10 教育部	34

令和4年度定期監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

第2 監査の実施期間

令和4年10月1日から令和5年1月30日まで

第3 監査の対象

危機管理課	危機管理課
市長公室	秘書広報課、人事課、人権くらしの相談課
政策推進部	政策推進課、地域経済課、市民協働推進課
総務部	総務課、財政課、税務課、市民課、資産活用課
保険福祉部	福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課、生活福祉課 保険年金課
健康こども部	子育て応援課、こども育成課、健康づくり課 くすのき認定こども園、旭幼稚園
都市政策部	都市づくり政策課、建築住宅課、土木課、環境課、水道課 下水道課
会計課	
市立病院事務局	総務課、医事課
消防本部	総務課、予防課、警防課
市議会事務局	
教育委員会事務局 教育局	教育政策課、指導課、教育支援センター 穴師小学校、条東小学校、小津中学校 生涯学習課、スポーツ青少年課 勤労青少年ホーム、南公民館、北公民館、織編館 池上曾根弥生学習館、図書館
行政委員会	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局 農業委員会事務局

第4 監査執行者

監査委員 池田 学

監査委員 池辺 貢三

第5 監査の方法

平成29年の地方自治法改正により、監査委員が監査基準を定め、当該監査基準に従い監査を実施することが制度化されている。本市においては、令和2年4月1日に「泉大津市監査基準」を改訂し、監査の実施において、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査の手法等を決定している。

監査対象で識別したリスク領域及びリスク（監査の着眼点）の主なものは以下のとおりである。

リスク領域	リスク
処理が反復継続的に行われる事務執行	確認を怠り、処理を誤る（必要書類の欠如、執行科目の誤り、計算誤り等）。
金銭的または質的な重要性が大きい事務執行	不備の場合、財政に与える影響が大きい、または住民サービスに重要な支障をきたす。
過去に不備が指摘されている事務執行	事務執行の透明性確保に関する意識の欠如、コスト意識の欠如、財産管理意識の欠如等。

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令等に従って適正で、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

まず、事前に各課等から監査資料の提出を求め、関係書類の予備監査を行い、担当職員からその執行状況の説明を聴取するとともに、前回の定期監査において意見・要望した事項の改善について監査を行った。

また、本監査においては、特に重要な事業について各部局に質問を行い、内容説明を求める方法で監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、総括的には関係法令等に従い概ね適正で、合理的かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において共通事項における指摘事項のとおり、改善、検討を要する事項も見受けられた。併せて、昨年の定期監査での指摘事項についても、一部に改善されていないものが見受けられたので、担当職員に対して周知徹底し、改善することを求めた。

また、特に重要な事業の内容説明を受け、当事業に対する意見要望を行ったものであり、今後、なお一層の研さんにより事務事業の適正で、経済的、効率的かつ効果的な執行に努めることを要望するものである。

◎ 共通事項

1 収入事務について

(1) 調定事務

調定簿及び減免申請については、財務規則等に基づき適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

2 支出事務について

(1) 支出負担行為何書

支出負担行為何書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ① 見積書等の添付書類の日付漏れ、決裁日記入漏れ、訂正印がないものが見受けられた。
- ② 当該行為後に起票、決裁されているものや起票日から決裁までの期間を要しすぎるものが見受けられた。
- ③ 2者以上の見積書を徴取すべきところを1者見積りとしているもの。
- ④ 根拠書類が未添付なものが見受けられた。

(2) 資金前途

資金前渡何書、出納簿の記帳、精算書の提出など各資金前渡の事務処理については、財務規則等に基づき適正に行われていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金（助成金）

補助金（助成金）交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ① 前年度繰越金額が補助金額を上回っており、当該事業の補助金の交付が適正か確認を要するもの。

3 契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ① 起案文書に押印漏れ、日付記載漏れが見受けられた。

- ② 総額が決まっているにも関わらず、総額表記のない月額契約としているもの。
- ③ 契約保証金免除申請書の添付がないもの。
- ④ 起案文書に随意契約適用条項の記載漏れや随意契約の理由が明確に記載されていないものが見受けられた。

4 その他

(1) 旅行命令簿・復命書

旅行命令簿・復命書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ① 旅行明細の利用区分、運賃、日付の記入漏れや誤記入が見受けられた。

(2) 文書管理事務

決裁日・施行日等の日付の記入漏れや押印漏れ、記入誤りや鉛筆書き等、一部で不適切な事務処理が見受けられた。

今後、公文書の管理に当たっては、情報公開も視野に入れ、個人情報の管理に十分注意を払い、文書規程等に基づく適正な事務処理に努められたい。

◎ 質問・要望事項等

1 危機管理課

【質問 1】災害対策用備蓄物の管理について

◆災害時に必要となる物資はどのようなものを想定しているか。

防災を考えるうえで必要な三要素として「自助」「共助」「公助」がある。

自助としては、家族が3日間乗り切る人数分の備蓄、水・食料・災害用トイレなどの備蓄を啓発している。

共助としては、地域が発災後3日間乗り切るための備蓄として、バールやジャッキなどの救助物資。毛布・トイレなどの備蓄を啓発するとともに、自主防災組織が購入する場合、助成金支援も実施している。

公助についても、避難所で生活する避難者が発災後3日間乗り切るための備蓄として、食料や日用生活品をはじめ、避難所用のテントやベッド、ライトや発電機などを備蓄している。

◆備蓄品種と数量をどのように決定したか。

備蓄品種については、府から示されている重要備蓄品目を柱として、令和4年4月に改訂された内閣府の「避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所の環境改善や感染症の防止を重視して備蓄している。

数量については、泉大津市の南海トラフ巨大地震における避難所避難者数（16672人）に府が示す「大阪府域内の救援物資必要量（重点11品目）の算出式」により算出して決定している。

（別紙1参照）

◆備蓄場所をどのように決定したか。

市の備蓄には集中的に管理する集中備蓄と避難所等に分散して備蓄する分散備蓄がある。

分散備蓄倉庫は速やかに物資が交付できるよう避難所となる小中学校に、集中備蓄倉庫は、避難者の多い避難所への物資補充や救援物資等を一時保管できるよう、広域緊急交通路に指定されている旧26号線沿いの教育支援センターや、国道26号線に近接した旧生活環境課分室としている。

◆備蓄品の管理はどのように行っているか（数量、消費期限の確認、消費期限切れ物資の取扱い等）。

数量や消費期限の確認については、全備蓄食品の賞味期限が記載された一覧表を作成し、それをもとに定期的に倉庫内の確認を行っている。一覧表は新たに備蓄食料が納入された際に更新している。

消費期限切れの物資については、期限が近づいてきた備蓄食料を小学校や未就学施設の給食、自治会・自主防災組織の防災訓練や防災出前講座で無駄のないよう消費している。

◆消防庁舎に設置されたコンテナ倉庫の活用状況はどうか。

コロナ禍では、より柔軟で、機動性の高い、災害対策が求められるようになった。

そこで、貴重な空間を倉庫だけでなく、救護所などにも活用できるよう、耐久性やカスタマイズ性、機動性を兼ね備えたコンテナハウスを導入したところである。

よって、現在、備蓄品の倉庫として活用している他、会議室やイベント時の救護所やブース出展などにも活用している。

【質問 2】 自主防災組織活動について

◆自主防災組織の概要と変遷についてはどうか。

自主防災組織の概要については、市内の自治会をベースとした自主防災組織が 57 組織、各組織の代表者で編成された自主防災組織連絡協議会がある。

連絡協議会は、会長、副会長 2 名、会計、会計監査の役員 5 名と各小学校区を代表する理事が 9 名の 14 名で組織されている。

平成 22 年以降の変遷については、「別紙 2」の通りとなっている。

◆自主防災組織の活動実績はどのようになっているか。

自主防災組織連絡協議会の活動実績は、地域防災訓練・津波避難訓練への参加、防災講演会・防災施設研修会などの開催、避難行動要支援者への支援（要支援者名簿の受け取り）などが主である。

また、いくつかの自主防災組織では、独自に防災訓練・安否確認訓練・防災出前講座などを実施している。

◆組織に所属する人員数及びその属性（年代）はどのようになっているか。

各自主防災組織については、代表者とその連絡先については把握していますが、会社組織等とは異なり、員数体制も流動的で、正確な把握は困難である。但し、防災訓練等の参加状況から、70 歳前後の男性が多い傾向にあるものと考ええる。

別紙 1

重要物資 11 品目の備蓄基準

重要物資	基準	基準数
アルファ化米	必要数量 90,029 食（3 日分）－高齢者用食 4,502 食－府負担分 4.5 食－府流通備蓄 1.5 食	57,018 食

高齢者用食	食料 90,029 食に 80 歳以上×高齢者の割合 5%	4,502 食
粉ミルク	避難所避難者数 16,672 人×乳児比率 1.6%×人口授乳率 70%×1 日の摂取目安 130 g×3 日分÷2 (府と折半)	36,412 g
哺乳瓶	避難所避難者数 16,672 人×乳児比率 1.6%×人口授乳率 70%×1 日分	187 本
毛布	避難所避難者数 16,672 人×必要枚数 2 枚÷2 (府と折半)	16,672 枚
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数 16,672 人×人口比率 2.5%×1 日の必要数 8 枚×3 日÷2 (府と折半)	5,002 枚
大人用おむつ	避難所避難者数 16,672 人×必要者割合 0.005 枚×1 日の使用数 8 枚×3 日÷2 (府と折半)	1,001 枚
生理用品	避難所避難者数 16,672 人×12 歳～51 歳人口比率 48%×12 歳～51 歳女性比率 52%×5 日/32 日月経周期 0.15625×1 日の使用数 5 枚×3 日÷2 (府と折半)	4877 枚
簡易トイレ	避難所避難者数 16,672 人×100 人に 1 基 0.01 (ボックス型)	167 基
トイレットペーパー	避難所避難者数 16,672 人×1 人当たりの 1 日使用分 7.5m×3 日÷2 (府と折半)	187,560m
マスク	避難所避難者数 16,672 人×1.8%×3 日÷2 (府と折半)	451 枚

別紙 2

自主防災組織の設置数・組織率

年度	自主防組織数	自治会数	結成率	
			自治会数ベース	世帯数ベース
22	53	83	63.86%	80.96% (26,724/33,006)
23	53	83	63.86%	83.04% (27,634/33,279)
24	52	80	65.00%	83.08% (27,570/33,186)

<u>25</u>	<u>54</u>	<u>80</u>	<u>67.50%</u>	<u>83.25%</u> <u>(27,725/33,304)</u>
<u>26</u>	<u>55</u>	<u>80</u>	<u>68.75%</u>	<u>83.82%</u> <u>(28,106/33,532)</u>
<u>27</u>	<u>55</u>	<u>80</u>	<u>68.75%</u>	<u>84.24%</u> <u>(28,235/33,519)</u>
<u>28</u>	<u>55</u>	<u>80</u>	<u>68.75%</u>	<u>84.29%</u> <u>(28,354/33,643)</u>
<u>29</u>	<u>56</u>	<u>78</u>	<u>71.8%</u>	<u>84.38%</u> <u>(28,508/33,784)</u>
<u>30</u>	<u>56</u>	<u>78</u>	<u>71.8%</u>	<u>85.09%</u> <u>(28,959/34,033)</u>
<u>元</u>	<u>57</u>	<u>78</u>	<u>73.08%</u>	<u>84.22%</u> <u>(29,039/34,481)</u>
<u>2</u>	<u>57</u>	<u>78</u>	<u>73.08%</u>	<u>85.36%</u> <u>(29,730/34,829)</u>
<u>3</u>	<u>57</u>	<u>78</u>	<u>73.08%</u>	<u>85.85%</u> <u>(29,960/34,899)</u>

備考) 自治会数ベースの組織率に自治会連合会に未加入の自治会は除いている。

第4次泉大津市総合計画において、結成率の成果指標を設定しており、平成31年度73%、36年度78%（63/80団体）としている。

表内、結成率の世帯率については、消防防災・震災対策現況調査の29表「組織されている地域の世帯数」を参考にした。

(意見・要望)

平時における災害に対する備えやひとたび災害が発生した場合に、自主防災組織は重要な役割を担うこととなるが、その組織力等は地域によりばらつきがあるものと思われる。また、組織に属する人たちの高齢化も危惧するところである。

できるだけ市内全域をカバーできるよう、また、今後の活動を担う若年層の防災活動への参加や自主防災組織への加入が図られることを望むものである。

また、市が行う防災備蓄については、公共施設で活用できる場所には限りがあることから、利用可能な敷地や建物などを有する企業等との連携が推進されることを期待する。

2 市長公室

【質問1】 ふるさと納税の事業者・商品認定と基準の順守について

◆事業者の認定方法をどのように行っているのか。

ふるさと納税制度への参加意思のある事業者から、登録しようとする返礼品が平成31年総務省告示第179号第5条の地場産品基準に合致しているかを市がヒアリングなどで確認を行っている。内容に問題がなければ、市と契約関係にある、ふるさと納税運営代行事業者と事業者が契約を交わし、認定としている。

◆地場産品の認定方法をどのように行っているか。(地場産品であることの確認、送料・梱包料の取り決め等を含む)

認定方法について、事業者に対して登録しようとしている返礼品が市内で製造されているものかどうか、市内で生産されている原材料を使用しているかなど、平成31年総務省告示第179号第5条に規定されている地場産品基準を満たしているかを市がヒアリングや登録シートなどで確認している。

送料は、市と契約関係にある、ふるさと納税運営代行事業者と運送業者間で取り決めしている運賃料を採用し、市が負担している。

梱包料については、事業者認定の際に事業者負担を説明している。

◆総務省の定める「3割基準」「5割基準」をどのように順守しているのか。

3割基準については、地方税法第37条の2第2項第1号で返礼品割合は3割以下と定められている。返礼品として認定する際に、事業者から示される調達に要する経費の額に対して返礼品毎に3割を超えないよう寄附金額を設定している。

5割基準については、平成31年総務省告示第179号第2条第2項で寄附金の募集に要する費用の合計額は100分の50以内と定められている。寄附金額の設定時に送料や委託料等を加味して5割を超えないよう調整している。また、ふるさと応援寄附事業の予算編成時から、歳入であるふるさと納税寄附金の50%を超えない歳出予算を組み、予算執行している。

平成 31 年総務省告示第 179 号

(法第 37 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 314 条の 7 第 2 項第 2 号の総務大臣が定める基準)

第 5 条

法第 37 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 314 条の 7 第 2 項第 2 号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの（当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。）であることとする。

- 1 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する市町村又は特別区（以下この号及び第八号において「市区町村」という。）の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 8 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

(意見・要望)

ふるさと納税制度の返礼品に対する基準が厳しくなる中、基準を遵守しながら寄付を確保するために、市内にどのような産業及び製品があるかを広範囲にわたり把握する必要がある。物だけでなくサービス等も含め新たな地場製品の掘り起こしや商品のブランド化など、選ばれる返礼品メニューの拡充を図るとともに、いただいた寄付金については、市民に有効に還元されたい。

3 政策推進部

【質問1】 港湾エリアでのにぎわい拠点の創出について

◆官民連携による社会実験の概要はどのようなものか。

なぎさ公園は本市港湾エリアにおいてシンボル緑地として市民に身近な公園として親しまれているが、令和2年度に官民連携手法として公園管理者の大阪港湾局と連携して、民間事業者管理による持続可能な公園の適正な維持管理と港湾の賑わいを創出の可能性を探るために社会実証実験を実施し、その結果検証を経て、民間事業者による施設整備が実現した。

令和3年度には合計約9千名の方が来場され、令和4年4月1日から令和4年12月13日まで、約1万9千人の方が施設を利用し、これまで低未利用地であったなぎさ公園の賑わいの創出や、来場者がSNSなどで情報を発信することにより、シティープロモーションを行うこともできた。

令和3年度に港湾エリアで魅力ある公共空間を創出し、市内外からの交流人口の促進を図ることを目的として、にぎわいを創出する活動を支援する補助金「港湾エリア活性化補助金」を創設し、令和4年度には、施設整備に対しても事業費の4分の3を補助できるよう改正を行った。

本年度は民間事業者がなぎさ公園に仮設トイレや市の掲示物も掲示できる掲示板、子供たちが遊べるエリアの整備等へ補助金の支出を行い、公園利用者からは「子供が安心して遊ばせることができる」「公園トイレに加え、綺麗な仮設トイレができて公園の利用がしやすくなった」など好意的な意見が寄せられた。

今後も、他の低未利用地でも同様の取組みを推進し、周辺環境の美化と賑わいの創出を行い関係人口の増加に努める。

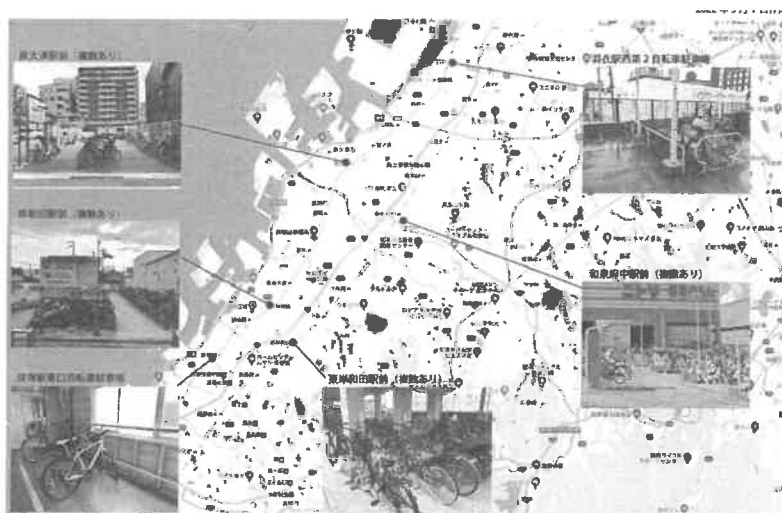
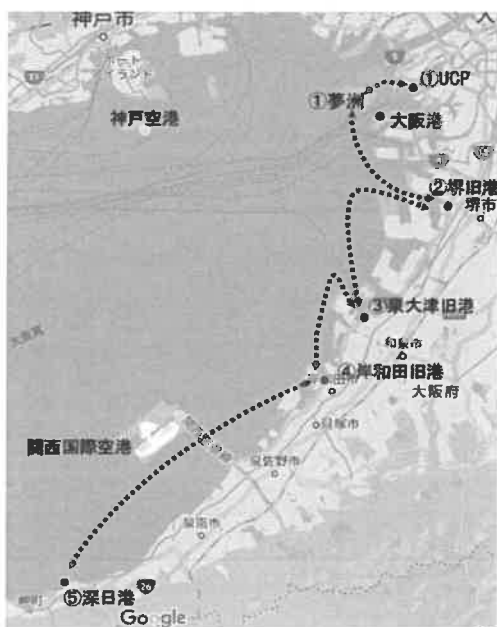


◆拠点づくりで泉大津市として設定する目標はあるか。

令和3年8月に、大阪府と大阪湾沿岸市町によって策定された「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン(案)」において、泉大津旧港地区の公有地・民有地との一体的な利用による親水空間とにぎわいの創出や、レクリエーション施設(海釣り・アウトドア)の設置によるにぎわいの創出などと取組方針が示されており、また、本市では令和5年度に「(仮称)泉大津市産業振興新ビジョン」を策定し、港湾部における産業の方向性を示す予定となっており、これらの方針に沿い、拠点づくりやエリアの検討を大阪港湾局等の関係団体と協力し、方針に沿った内容を推進するよう取組を行う。

◆大阪万博の開催に向けて、他市等との協働によるにぎわい拠点の創出として検討している事項はあるか。

大阪府が行う「海上交通(フェリー)の活性化に向けた舟運事業社会実験」や「シェアサイクル・泉州サイクルツアー」などの実証実験を通じて広域的な取組について近隣市と協働し、大阪関西万博やその後に向けて、本市を含む泉州地域への関係人口増加への推進を図り、拠点の創出の取組を行う。



【質問2】 コロナ禍における事業者支援の考え方について

◆これまで行ってきた事業者支援とその効果はどうか。

○休業要請支援金(府・市町村共同支援金) ※令和2年度事業

【概要】

緊急事態措置により、大阪府から施設の使用制限による休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被っている中小企業・個人事業主を対象に家賃等の固定費を支援し、将来に向けて、事業継続を下支えすることを目的とする。

【支給額】

中小企業:1,000,000 円 個人事業主:500,000 円 ※府と市で 1/2 ずつ負担

【支給実績】

法人:41 件 41,000,000 円 個人:308 件 154,000,000 円

合計:349 件 195,000,000 円(市負担 97,500,000 円)

○緊急経済対策事業補助金 ※令和2年度事業

【概要】

泉大津商工会議所が実施する消費喚起事業(泉大津レシート大作戦)に対する補助金。泉大津市内の事業所で買い物・消費された領収書・レシート等 30,000 円分を持参した市民に対し、4,000 円分の市内取扱店で使用できる商品券(33,650 冊)を配付。商品券の使用期限は 8/31 まで(換金手続きは 9/18 まで)

【補助率】

100/100

【事業効果】

1,143,458,000 円以上

$33,650 \text{ 冊} \times 30,000 \text{ 円} + 133,958,000 \text{ 円} = 1,143,458,000 \text{ 円}$

○新商品等研究開発支援事業補助金 ※令和2年度事業

【概要】

市内事業者が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止につながる新商品等の研究・開発に伴う、検査等の効果検証に係る費用に対する補助金。

【補助率等】

補助率・補助金額:100% 1 事業者につき上限 100 万円

【補助実績】

採択件数:3 件 補助金交付額:2,477,180 円

○新型コロナウイルス感染症事業者設備改修支援金 ※令和3年度事業

【概要】

市内事業者が実施する新型コロナウイルス感染症拡大防止につながる設備の導入及び改修に係る費用の一部に対する支援金

- ①換気型エアコンの導入、改修
- ②蓋付便器への改修
- ③和式便器から洋式便器(蓋付)への改修
- ④手洗用水栓の自動水栓化

【支援額】

支援金の額:支援額算定経費(税抜)に 3 分の 2 の割合を乗じて得た額(1,000 円未満は切り捨て)

※1 事業者につき上限 20 万円

【支援実績】

申請件数:100 件、合計支給額 17,964 千円

○泉大津を元気に！市内のお店を応援キャンペーン ※令和3年度事業

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ消費を喚起し、地元消費の拡大と地域経済の活性化、新たな生活様式の推進を図るため、市内対象店舗で対象のキャッシュレスサービスを利用して支払うと決済金額の 20%分のポイントを還元する。

【実施内容】

令和 3 年 11 月「PayPay」・12 月「d 払い」・令和 4 年 1 月「au PAY」

還元内容:各月のポイント付与上限 5,000 円

1 回の決済につき上限 2,000 円

【事業効果】

755,988,006 円以上

還元額 125,998,001 円+対象決済額 629,990,005 円＝755,988,006 円

対象店舗数:延べ 1,298 店舗

○泉大津市中小企業等支援金 ※令和3年度事業

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した中小企業等に対し、固定資産税等の負担軽減をすることで事業継続を支援する。

対象固定資産税等:次の①及び②のうち、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 63 条第1項第2号の対象となり、同号の適用を受けて算出された固定資産税及び都市計画税

①令和3年度に泉大津市において課税された、事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税

②令和3年度に泉大津市において課税された、事業用家屋に対する都市計画税

【事業実績】

申請件数:66 件 合計支援金額:15,048,000 円

○宿泊促進支援事業 ※令和4年度事業

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内宿泊等事業者への支援として、宿泊客に対して宿泊費割引と地域特産品の進呈を行う宿泊当事業者等に対して宿泊促進支援事業補助金を交付し、宿泊等需要の回復を図ることを目的とする。

【補助金の額】

①補助金額上限 1泊(船中泊)につき1人につき 6,000 円

内訳 宿泊割引分 5,000 円 事務費 1,000 円

②補助対象プラン 3,000 円相当の特産品(繊維製品)の宿泊等プランを、5,000 円割引する場合

③補助率 100%

【事業効果】※見込み

申請施設数:3施設 合計申請宿泊数:3,800 泊分

○泉大津くらし応援クーポン券 ※令和4年度事業

【概要】

コロナ禍における原油価格や物価高騰の影響を受けた市民の生活支援及び地域経済の活性化を目的とし、泉大津市民1人につき、泉大津市内の店舗で利用可能なクーポン券を配付する。

【クーポン券の内容】

全店舗共通券(A券) … 全ての店舗で使用可能

中小店舗専用券(B券) … どちらにも該当しない店舗で使用可能

①泉大津市が指定する業種(スーパー、ドラッグストア、コンビニ、ディスカウントショップ)

②大企業(みなし大企業、大企業とフランチャイズ契約を締結している店舗を含む)

【クーポン券の発行額、発行対象者数】

第1弾

全店舗共通券(A券) :2,000 円

中小店舗専用券(B券):1,000 円

クーポン券配布対象者数 74,165 人(35,759 世帯)

※令和4年8月1日～11月30日の住民

第2弾

全店舗共通券(A券) :1,500 円

中小店舗専用券(B券): 500 円

クーポン券配布対象者数 73,619 人(35,319 世帯)

※令和4年11月1日～11月30日の住民

【事業効果】※見込み

740,000,000 円程度

第1弾対象者 74,165 人×3,000 円=222,495,000 円

第2弾対象者 73,619 人×2,000 円=147,238,000 円

◆今後の事業者支援はどうか。

今後の支援については、コロナ禍、原油価格・物価高の高騰等の社会情勢の変化や国、大阪府の動向を注視しつつ、必要に応じて事業者への支援を検討する。

(意見・要望)

大阪府港湾局や民間事業者と連携したなぎさ公園における社会実証実験については、公園の適正な維持管理及び賑わい空間の創出に一定の成果が認められたとのことである。

今後は、更なるにぎわいの創出に向け、市が主体的に府や民間事業者等と連携し、なぎさ公園の周辺も含めた事業展開などについても検討されたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策における事業者支援については、独自支援事業の効果を検証の上、今後の感染状況や国の動向も見据えながら、広く有事の際の事業者支援のあり方を検討願いたい。

4 総務部

【質問 1】 財政状況に関する中長期試算について

◆中長期的な観点からの財政収支の見積もりはどのようになっているか。

中長期的な観点からの財政収支の見積もりはどのようになっているかについてであるが、毎年度初めに、その時点における翌年度から 5 年間の決算見込額を、各課から聴取を行っており、見込んだ歳出に合わせて、国庫補助金や地方債等の特定財源を見込んでいる。また、地方交付税や臨時財政対策債発行可能額についても、歳出額と地方税額から、基準財政需要額と基準財政収入額を見込んだうえで、算定しているところであり、収支については黒字を堅持できるものと考えている。

◆財政収支の見積もりに施設の修繕や建て替えなどは反映されているか。

財政収支の見積もりに施設の修繕や建て替えなどは反映されているか、であるが、計画や方針などにおいて、建て替えや計画的な修繕について定められているものに関しては、反映をしているものである。突発的に発生する施設の破損等については、修繕費を一定の枠で見込んでいるものである。

【質問 2】 公共施設適正配置基本計画見直しの現状について

◆現在の進捗状況はどうか。

「泉大津市公共施設適正配置基本計画【第 2 期】（素案）」について課長級で組織する「公共施設最適化検討会議」等において実務的な検討、部長級で組織する「公共施設最適化推進委員会」で協議を行っているところ、併せて当該計画に組み入れる「教育施設再編計画」の成案を待っているところである。

◆今後の展開はどう考えているのか。

「成案となった「教育施設再編計画」を組み入れ、令和 5 年度に「泉大津市公共施設適正配置基本計画【第 2 期】（案）」に対するパブリックコメントを実施し、成案を示す予定である。

（意見・要望）

市財政は、長期的には少子高齢化が進み、歳入の減少と歳出の増加により、厳しい財政運営になる可能性があることは予測できるが、現在、市が行っている 5 年間の財政収支見通しは、中長期的な収支予測を前提としたものとなっていない。

大阪府においては、不確定要素が多く「粗い試算」であるとしつつも、15 年

間の財政状況に関する中長期試算を行い、府民に公表している。

本市においても、中長期的な視野に立った財政収支見通しは、不確定要素はあるものの、その必要性は検討に値するものと思料する。

また、泉大津市公共施設適正配置基本計画【第2期】については、現在、協議の最中であり、今後、教育施設再編計画を組み入れ、パブリックコメントを実施のうえ、成案を示すとある。

公共施設は長年にわたり市民等が利用するものであり、その利用状況、必要性、効率的な施設配置、維持管理に要する経費等を見据えるとともに、市民の意見も参考に、後世に過度の負担を残さないよう、より長期的な視点に立った適正化計画を策定されたい。

5 保険福祉部

【質問1】 泉大津市社会福祉協議会への委託・助成等について

◆泉大津市社会福祉協議会に委託している事業について、選定方法と委託金額の決定方法はどのようなになっているか。

選定方法については、事業内容等を鑑み、これまでの社会福祉協議会の実績、他市の状況や委託内容が他の事業者で担えるものであるかなど、総合的に判断し選定している。

委託金額については、見積書を徴取、内容を精査し査定している。

◆委託している事業の履行確認をどのように行っているか。また、収支報告を入手する事業である場合、どのように収支を確認しているか。

委託事業については、市と関連が深い業務となるため、業務を進めていく過程で、常に市との連携が必要となっていることから、実績報告だけでなく、日常の業務の中で履行確認はできている。

収支の確認については、実績に基づく勘定科目別の明細が記載された収支報告書の内容を精査しており、疑義がある場合はヒアリングを行っている。

また、年に1回、監査を実施し適正な事業運営ができていないか確認を行っており、その際には、請求書・領収証等の確認も行っている。

◆同協議会に補助金または助成金を交付している事業について、その交付金額をどのように決定しているか。

補助金等については、積算根拠である見積書を徴取し、ヒアリングを行い、金額を査定している。

◆補助金または助成金の使途の適切性及び収支報告をどのように確認しているか。

社会福祉協議会が行う事業等は、市と関連が深いものとなり、頻繁に市との間で連絡調整を行っていることから、常に業務内容の確認や指導が可能であり、補助金等の使途の適切性は、確保できている。

収支報告の確認については、社会福祉協議会から提出される、実績に基づく勘定科目別の明細が記載された収支報告書の内容を精査しており、疑義がある場合はヒアリングを行っている。

なお、社会福祉協議会では、月1回公認会計士が、適正に予算執行されているか確認を行っている。

(意見・要望)

保険福祉部が泉大津市社会福祉協議会より入手している委託事業等ごとの収支報告書を確認すると、収支の詳細な内訳は提示されておらず、収支が適切に報告されているかどうかの検証をすることが困難となっている。

各種の事業に対する委託金や補助金にかかる収支の検証は、市が支出した金額が適切であったかどうか、また、今後の委託または補助金額の決定にとって重要なものである。

収支の確認にあたっては、詳細な費目ごとの内訳を徴取し、十分に照合及び精査を行うとともに、その検証方法及び結果を記録されたい。

6 健康こども部

【質問1】市立認定こども園の給食調理業務について

◆当該業務の契約方法等の詳細はどのようなになっているか。

指名競争入札による3年間の長期継続契約としている。

◆一部を随意契約とした理由とその契約金額の決定はどのように行ったのか。

指名競争入札を実施したところ参加者1者により不成立となり、再度の応札も見込まれないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約とした。

金額については、当該指名競争入札の参加者である事業者から見積を徴取し、内容精査の上適切と判断し、契約を締結した。

◆再委託の有無は確認しているか。

日々当該認定こども園において職員と顔を合わせながら業務履行しており、特段の確認はしていない。

◆それぞれの園の配食数と欠食数の推移はどのようなになっているか。

給食の配食数については子ども及び職員数に応じたものとなっており、残量については日誌に記録している。残量が特に多かった日は、欠席者数、設定量、子どもの嗜好等原因を個別に究明し、次月以降の献立作成時に参考としている。

（意見・要望）

委託業務等の入札にあたっては、応募者がおらず不調になること、また、1者のみの入札となることがあるが、なぜ応募者が少なかったのか分析を行う必要がある。

給食調理業務の委託においては、競争性を確保しつつ、子どもたちに給食を安全、安心に、また安定して提供し続けることを期待する。

7 都市政策部

【質問 1】 泉大津中央線跨線橋改修工事について

◆契約方法はどのようなになっているのか。

契約方法については、西日本旅客鉄道株式会社と協定を締結し修繕工事を行うものである。基本協定は、令和 4 年 5 月 13 日の市議会の可決を以って締結しており、工事の完成期限は、令和 6 年 3 月 31 日とする。年度協定は、令和 4 年 5 月 17 日に締結している。

◆契約金額の決定はどのように行っているのか。

契約金額の決定については、西日本旅客鉄道株式会社と発注時期や工事概要について計画協議を行う。その後、工事の詳細について実施協議を行い西日本旅客鉄道株式会社の積算により協定金額を決定するものである。

【質問 2】 泉北水道企業団の旧設備の撤去について

◆旧設備の撤去に関する予定はどのようなになっているか。

旧設備の撤去については、現在、関係 3 市（和泉市・高石市・泉大津市）において撤去方法・費用等について話し合いをしているところである。そのため、現時点においては、スケジュールは未定である。

◆撤去に係る費用及び泉大津市の負担はどのようにになると見込んでいるか。

関係 3 市での話し合いが続いているため、撤去に係る費用及び本市の負担額については、現時点では示すことができない状況である。費用が決まった場合の関係市の負担割合については、「泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議書（令和 2 年 1 2 月 2 日締結）」で定められている次のとおりとなる予定である。

泉大津市	100分の38.4
和泉市	100分の31.6
高石市	100分の30

(意見・要望)

泉大津中央線跨線橋改修工事については、鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社と協定を締結し修繕工事を行っており、その過程で西日本旅客鉄道株式会社からは詳細な工事関係書類が示されていないとのことであるが、事業の透明性を確保するためには、詳細な工事関係資料が示される必要がある。このことは、国土交通省から公共事業の透明性を確保するために鉄道事業者に要請されているところである。詳細な積算根拠等の工事関係資料を提示するよう、鉄道事業者に対し引き続きあらゆる機会を通じ要請されたい。

泉北水道企業団の旧設備の撤去に関して、現段階で撤去費用やスケジュール等も示されていない。その費用等の積算は本市がするものではなく、また、それらのスケジュール等も含め関係市の協議が必要ということは理解するが、将来負担の増加につながる可能性があるため、早期にそれらを示されたい。

また、撤去費用が過大となることのないよう、撤去方法等も含め関係機関との連携を図られたい。

8 市立病院事務局

【質問1】個人情報・診療情報の管理について

◆電子カルテ導入の背景は。

厚生労働省の医療施設調査によると、一般病院における電子カルテシステムの普及率は年々上昇し、病床数200床以上の病院ではすでに4分の3で導入に至っている。堺市以南の公立7病院の中でも未だ導入していないのは本院を残すのみとなり、将来にわたって関連大学医局から継続的に医師の派遣を依頼する上でも必須の環境整備となりつつある。

加えて、府中病院との機能統合、再編・ネットワーク化により、周産期・小児医療に特化する本院と新たに建設する病院との機能分化を目指す中で、両院間における患者情報の引継ぎ等連携強化に資するものとして導入に向けての準備を進めてきた。

一方、政府が提唱するデジタル・トランスフォーメーション（DX）は、医療の分野においても例外ではなく医療DXとして検討や準備が進められている。その主な内容は、全国医療情報プラットフォームの創設や電子カルテ情報の標準化、診療報酬DXなど、電子カルテシステムの導入に密接に関わるものとなっている。

また、医療機関に対するサイバー攻撃が近年相次ぐ中、ランサムウェアなどへのセキュリティ対策が大きな課題であり懸案事項となっている。ひとたび侵入されれば数か月もの長期間にわたり診療を制限され、病院経営が大きな打撃を被ることは卑近な事例でも明らかである。

このように、電子カルテシステムの導入過程やその直後において、大幅な変更や大規模なシステム改修を迫られる事態が生じかねない状況等を踏まえ、去る令和4年第3回定例会にて承認・可決された令和4年度泉大津市病院事業会計補正予算における電子カルテシステム導入事業に係る予算については現在、その執行を留保しているところである。

◆電子カルテ導入の効果をどのように見込んでいるか。

電子カルテシステムの導入に伴う効果を即時的なコスト削減として予め見込むことは極めて困難であるが、従来の紙カルテでは必要とされてきた保存、出し入れ、開示請求の際のコピーといった手作業に係るマンパワーが年次的に逓減すれば、一定の人件費の削減にはつながるものと思われる。

むしろ電子カルテシステムの有用性としては、一般的には「真正性」「見読性」「保存性」が挙げられる。つまり、一度電子カルテを記録した後は、

修正などを行う度に改定歴にログが残ることから改ざん防止につながることで、誰もが読める文字で書かれていること、保管スペースを必要とせず紙媒体のように劣化しないことであり、これらは全て患者の利便性の向上に資するものと考えている。

◆個人情報及び診療情報の漏洩を防止するために講じている対策としてどのようなものがあるか。

院内での病院情報システム利用について、本院のオーダリングシステムは所謂クラウド型のシステムとなっており、院内設置のPC（以下、「院内PC」）から病院情報システム業者の府外にあるデータセンター（以下、「データセンター」）内の仮想クライアントにマイクロソフト社のリモートデスクトップ接続機能を用いて接続し、アプリケーションを利用している。リモートデスクトップ接続は、画面情報の転送のみであり、院内PCに情報を残さない。

従って、物理的に院内PCに直接アクセスしても取れる情報は存在しない。（一部放射線科等の院内部門システムとの連携性の必要性から必要最小限の患者情報を院内PCに作成することはあるが、あくまでも一時的なものとなる。）

病院からデータセンター間（以下、「拠点間」）の通信については、NTT社などの回線キャリアが提供する閉域網サービス（IP-VPN）で契約された拠点間以外からの通信は不可にしている。

さらに、通信内容の暗号化、拠点間認証を行い、認証されたファイアウォール以外からの通信は不可とし、外部からの侵入を遮断している。

データセンターについては、入退館システムとICカードと生体認証により、本人確認を行っている。ラックも常時施錠されており、サーバー装置、ディスク装置、ネットワーク装置などの装置に容易にアクセスすることはできない。

◆有事の際に情報システムの稼働が迅速に行えるように講じている方策（バックアップ体制等）はどうか。

前述の通り、データセンターでは情報を保護すること、侵入されないことを前提に病院情報システムの環境を構築しているが、その上で、データセンター内のバックアップは1号機、2号機によるウォームスタンバイや、NASへのバックアップにより実施している。

バックアップ作業は、日曜日にフルバックアップ作業を行い、月曜日から土曜日にかけて毎日の差分バックアップ作業を行っている。もし、バックアップファイルを使用せざる得ない状況になった場合は、1日前の状況には

戻せる仕様としている。

【質問２】新病院（急性期メディカルセンター）について

◆収益改善のための近隣病院との連携についての考え方は。

新病院については、多様化する住民ニーズに対して、効果的かつ効率的に対応するとともに、施設管理等における費用対効果の向上を図ることを目的として、その管理・運営を民間事業者に委任する指定管理者制度の導入を予定している。

新病院の管理・運営に民間事業者の経営ノウハウ等を活用することによる安定した病床利用率や外来受診者数等の確保、また、近隣の医療機関との医療機器の共同利用などによる効率的な経営管理が行われるものとする。加えて、指定管理者に対して、求められる役割を踏まえたうえで、近隣の医療機関からの患者紹介、症状が軽快した患者を近隣の医療機関に逆紹介するといった病診連携の強化を促すなど、集患に繋げる取り組みを実施・促進させることで、安定的な収益の確保が図られるものとする。

（意見・要望）

情報化社会の進展により、さまざまな業務の効率化が図られているが、その一方で取り扱う情報の重要性はますます高まっている。

保有する情報システムに有事があれば、患者に多大な迷惑がかかるとともに、その復旧等には相当な財政的負担も伴うことから、強固なセキュリティの保持に努められたい。

また、国の新型コロナウイルス感染症への対応が変化してきており、これまでであった新型コロナウイルスに関する補助金も削減されることが見込まれる。新病院と現病院の双方にかかる財政収支を見極め、堅牢な財政基盤の整備を図るとともに、両病院が連携して、市民が安心して医療を受けられる体制の整備に努められたい。

9 消防本部

【質問1】 広域化への対応状況について

◆堺市とのはしご付消防自動車連携協議はどうか。

堺市とのはしご付消防自動車連携は、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立し、更なる災害対応能力の向上を図るため、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会（以下、「協議会」という。）を設置し、協議を開始した。

この協議会は、消防体制の強化及びはしご付消防自動車の購入費・維持管理費の効率化を図ることを目的とし、令和4年10月から12月までの間で3回開催、負担金の計算方法や出動体制、スケジュールなどを協議し、堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力実施計画（案）（以下、「実施計画（案）」という。）を作成した。今後は、作成した実施計画（案）を基に3月からパブリックコメントを実施し、意見等を取りまとめ第4回協議会を4月に開催する予定である。

◆広域化や連携の検討状況はどのようになっているか。

消防の広域化や連携については、少子高齢化による人口減少問題や災害の多様化など、コロナ禍を含む様々な社会情勢の変化に対し、必要な消防力を維持し住民サービスを図るため、自治体間の連携は必要と考えている。

また、消防の広域化については、これまでも検討を重ねてきたが、財政面などのスケールメリットが考えられる一方で、広域化後の広域的な災害では、市単独での活動が余儀なくされ、活動要員の減による消防力の低下が懸念される。さらに、広域化後の平時では、管轄面積の拡大により本市のコンパクトシティの強みを活かせず、現場到着時間の延伸も考えられ、消防の広域化の検討については慎重にすすめる必要があると考えている。

検討状況としては、大阪府の消防広域化の方向性が府内を8ブロック化した後に、将来像として府内消防の一元化が大阪府消防広域化推進計画（平成31年再策定）で示されていることもあり、今後は、国や府の動向を注視するとともに、高機能消防指令システムなどの連携については、調査をすすめる必要があると考える。

【質問２】新消防庁舎について

◆地域に開かれた消防庁舎としての利用状況はどうか。

地域に開かれた消防庁舎の利用状況は、市民や各種団体を対象に市民研修室の貸出や救命講習会などの開催、また、消防庁舎や消防車両の見学などを、随時、行っている。さらに、各企業の自衛消防隊などが訓練塔や施設を活用した放水訓練や常備消防との連携訓練を実施している。

また、令和４年１１月に市制８０周年を記念し消防庁舎で開催した「消防ふれあいフェスタ」では、多くの市民が楽しみながら防火、防災を学んでいただき、消防と地域との交流が深まったと考えている。

◆今後の庁舎の活用についての考えは。

今後の消防庁舎の活用については、「市民とともにつくる災害に強い安全なまち」のシンボルとして、地域に開かれた消防庁舎となるよう、これからも市民研修室での各種講習会や消防庁舎の見学、市民が訓練等を体験出来る施設の活用などを推進する。また、消防庁舎を開放したイベントなどの開催については、今のところ未定であるが、開催方法などについて検討をすすめ、地域の方々と交流を深め、親しみやすい消防にしていきたいと考えている。

（意見・要望）

人口減少が進む中、今後の消防体制の在り方を検討する必要があるが、広域化や連携は、そのメリット、デメリットを見極め対応願いたい。

また、消防体制を考える上で、他市との職員の交流やベテラン職員から若手職員への技術の継承、定年を迎える職員の活用などについても、より一層の取り組みを図られたい。

消防庁舎については、地域に開かれた消防庁舎として、地域との交流を深めるとともに協力体制を築き、そのような中で新たに消防に携わる職員や消防団員の確保にもつなげていただきたい。

10 教育部

【質問1】 弥生学習館及び織編館について

《学習館》

◆5年間の利用者の推移（小・中・高、高齢者別等の属性別に）はどのようになっているか。

別紙1のとおり。

令和2、3年は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から遠足等が中止となり、団体の利用及び全体入館者が7割減少した。

◆展示物、所蔵品の管理はどのように行っているか。

池上曾根弥生学習館では、約60点の資料を保管、展示している。ハンズオンによる展示を行っているものが多いが、露出展示することによって劣化が懸念されるものは、ガラスケースに入れるなどの適切な保護を施している。

展示物、所蔵品は、原則的に開館日ごとに目視による確認を行っている。

展示ホールに収蔵されている考古遺物は、24時間体制で加湿器、エアコンを利用した温湿度管理を実施し、その推移を24時間記録し、月に1度、学芸員が異常な数値の変化がないか確認を行っている。また、大型くり抜き井戸については、大型木製品という性質上、ひび割れ収縮度合いのチェックを行い、定点写真を撮影・記録するなど、適切な保管に努めている。

展示品のうち、他機関より借用している遺物等は、年度ごとに借用申請を提出している。

◆利用者への満足度調査はどうか。

利用者への満足度調査という形態はとっていないが、館に備付けのアンケート及び講座受講者とのコミュニケーションにより、利用者の意識や満足度の読み取りに努め、講座受講者へのフィードバックを心がけている。

利用者からは、看板が無く館の場所、入口がわかりにくい、との声もあるが、スタッフやボランティアスタッフが、丁寧に体験学習の指導を行っていることに対する満足の声、講座内容について満足したとの声をいただくことが多い。

◆利用者増加のために、どのような取組みを行っているか。

学習館は、五感で弥生時代を体験できる施設として、「勾玉づくり」や「土笛づくり」などの体験学習に加え、弥生文化をはじめ、地域の文化・産業などに関連した講座を企画・開催している。

また、外部へのアウトリーチとして、近隣の小学校への出張体験講座や、弥

生学習館協力会が主催する「ふれあいまつり」、きしわだ自然資料館「山の日ラボ」などの各種イベントにも参加し、体験学習講座を行っている。

さらに、広報紙や市のホームページによる情報発信に加え、Twitter アカウントを開設し情報発信に努めるとともに、ウェブサイト「関西文化の日」や子連れ家族向けウェブサイト「いこーよ」にも講座情報をアップするなど、楽しく学べる場所としての情報発信に努めている。

《織編館》

◆5年間の利用者の推移（小・中・高、高齢者別等の属性別に）はどのようになっているか。

別紙2のとおり

なお、令和2年度はコロナ感染拡大防止対策のため、2カ月間閉館、11月末にて常設展示室が閉室したため、開館期間は6カ月である。

入館者数は、世代別のカウントを行っておらず、年齢が判別できるのは小学校の団体見学のみである。

アウトリーチの体験学習・イベントの参加者はカウントしていない。いずれのイベントも来場者が数百から数千人規模であり、参加者は数十人から二百人程度である。

◆展示物、所蔵品の管理はどのように行っているか。

所蔵品として、重要文化財 白地松鶴亀草花文繡箔肩裾小袖のほか、市指定文化財 田中家文書、ふるさと文化遺産 三丁杼変換装置付木製手織機など、重要な資料を含む約6000種の資料を保管している。これらの管理については、展示等で持出時以外は常時、収蔵庫において保管し、定期的に燻蒸作業を行うなど、適正な保管に努めている。資料は、資料台帳によって受け入れ時の情報などを記録し、また収蔵場所を登録し管理している。

第一収蔵庫 ― 指定文化財等、取り扱いに専門性が必要な資料を保管している。24時間システムによる湿度管理を行い、常時、温湿度計で測定し記録をつけている。また月に1度、学芸員が異常な数値の変化がないか確認を行っている。庫内への立ち入りは5人以上が一度に入庫しないよう制限し、資料を害するものを持ち込まないように徹底している。また通常業務のなかでも、収蔵庫に立ち入る際、異常等がないか目視による確認を行っている。

収蔵庫の機能については、年一回、専門業者による定期的な点検を行っている(102,300円)。また、収蔵庫内の環境を適正に維持するため、今年度中には空気清浄機フィルターの交換も予定している。(575,300円)

第二収蔵庫 ― 温湿度等の監理は行っていないが、通常業務のなかで、収蔵

庫に立ち入る際、異常等がないか目視による確認を行っている。

燻 蒸 庫 ― 所蔵品等を適正に保管するため、年一回以上の燻蒸作業を行っている。

また、燻蒸ガスを希釈し適正な燻蒸作業ができるよう、今年度末(2/16)には、活性炭の交換も予定している。(126,500 円)

◆利用者への満足度調査はどうか。

常設展示やギャラリーなどの機能がシープラへ移転する中、織編館として利用者への満足度調査は行っていない。

ただ、モフ草履の定期講座や各種イベントへの出張講座に参加された方、また織編館事務室での手織り体験等で来館した方などには、体験中や体験終了後に感想を聞いたり、こちらの思いを伝えたりと、できるだけコミュニケーションを図り、満足度が向上するように努めている。

◆利用者増加のために、どのような取組みを行っているか。

モフ草履の定期講座や各種イベントへの出張講座など、現場で体験中の方や見学者にチラシを配布したり、口頭で本市の歴史と体験講座の楽しさなどを伝えたりしている。

また、織編館の認知度を上げるべく、今年度(R4)はウェブサイトやTVなど、積極的に情報媒体を活用するほか、イベント等に出店し広報活動を行う等利用者の増加に努めている。

【WEB 公開】

大阪ノスタルジックサウンドトリップ『なにわ体験スポット』

⇒手織りの会&織編館へ取材後、12/21～ウェブへ公開中

【体験学習・イベント】

イベント出店

ふれあいまつり/組みひも製作体験

浜街道まつり/モフ草履体験

SENSHU ビーチサイドフェス 2022/モフ草履体験

食リンピック in 泉大津・忠岡町/モフ草履体験

あさマチマーケット/モフ草履体験

NPO 法人ママオアシス/泉大津の毛布のへりを使ったフォトフレーム作り⇒3/末頃にイベント開催後、ウェブへ公開予定

【テレビ取材】

BS Japanext 『ますおか岡田のええもん WOW!』 ⇒10/26 放送

関テレ 報道ランナー『兵動大樹の今昔散歩』⇒12/26 取材～1/20 放送予定

池上曾根弥生学習館入館者数調

(単位：人)

年度		29	30	元	2	3	4
弥生学習館入館者数		11,088	10,537	11,243	3,143	4,397	4,720
うち個人	大人	4,486	4,077	4,585	1,800	2,102	1,660
	小人	3,184	2,948	3,546	891	1,570	1,001
うち団体	人数	3,418	3,512	3,112	452	725	2,070
	団体数	61	49	54	14	19	40
うち体験学習実施者数		4,468	4,029	3,586	867	1,771	2,701
備考			台風21号の被害により、9.10.11月休館	3月コロナで休館	4.5月コロナで休館	4月25日～5月31日コロナで休館	11月30日までカウント

織編館入館者・利用者数

単位：人	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
常設展览展示	7,110	6,225	2,229		
企画展示	2,637	2,203	1,143		
事務室内資料見学				13	21
見学者合計	9,747	8,428	3,372	13	21
うち団体見学（小学生）	353	483	242		

ギャラリー利用者（一般貸出し） 件数/利用人数	14件/4844	5件/1817	3件/554		
体験学習 （イベント参加者は含まない）	677	546	0	142	160

備考		3月コロナで休館	4.5月コロナで休館 体験学習の実施無 11月末で閉室 実働 6カ月		12月28日までカウント
----	--	----------	---	--	--------------

【質問2】学校図書館司書の配置について

◆配置方針はどのようになっているか。

本市においては、以前より全11小中学校に専門的な知識・技能を持った、『図書館司書ボランティア（有償ボランティア）』を配置していたが、より充実した図書館運営を行うために、令和3年度から『学校図書館司書（会計年度任用職員・時間給）』へ名称変更し、雇用条件を整備した。

令和5年度は、文部科学省が令和4年1月24日に策定した、第6次「学校図書館整備等5か年計画」をふまえ、学校図書館の整備充実・読書活動の推進を図るため、雇用形態の組み換えを検討している。

◆募集方法はどのようになっているか。

学校図書館が児童生徒の「読書センター」「学習・情報センター」として学習に生かされ、授業での活用や市立図書館との連携が進むよう、学校図書館運営の知識や技能を持ち、教職員と協力して働ける人を募集している。

資格としては、司書または司書教諭の資格がある人もしくは学校図書館での勤務経験が3年以上ある人としている。

◆標準図書冊数と実績はどのようになっているか。

標準図書冊数は文部科学省が平成5年3月に公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として定めたものであり、各校の学級数により決定している。また、令和4年度10月からは、全校で電子書籍を1000冊分導入している。

令和2年度：標準図書冊数 小学校87, 280冊 中学校45, 440冊
蔵書数 小学校73, 021冊 中学校38, 844冊

令和3年度：学校図書館のシステム変更のため、記録なし

令和4年度：標準図書冊数 小学校86, 480冊 中学校43, 640冊
蔵書数 小学校81, 537冊 中学校28, 294冊

※令和4年度は10月現在、電子書籍を含む

◆小中学校における3年間の図書貸出実績の推移はどのようになっているか。

1年間の児童生徒1人あたりの平均貸出冊数は、次の通りである。

令和元年度：22冊、令和2年度：17冊、令和3年度：19冊

◆市立図書館との協働や役割分担はどのようなものがあるか。

学校図書館は、児童生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」の役割を担っており、読書活動を行ったり、図書館資料を使って授業を行ったりするなどの活用がされている。また、授業に使用する資料をそろえるなど教員をサポートする機能も担っている。

また、市立図書館とは図書システムや貸し出しカードの共通化など、連携を

深めているとともに、市立図書館に学校図書館の支援センター的な役割も担って頂いている。令和4年度は蔵書管理などの図書館整備に関することや、新規の学校図書館司書の指導、図書館活用研修の講師などの支援をして頂いている。

◆図書館司書配置の効果はどのようなものか。

専門職である学校図書館司書を配置することで、本やデータを適切に整理・管理することができ、学校図書館を活用した教育活動において、児童生徒及び教員に必要な情報を提示することができている。現在、4校で学校図書館の地域開放が実施されているが、今後、他校において地域開放が予定されていることから、学校図書館のさらなる整備充実・読書活動の推進に効果が期待されている。

【質問3】新図書館の運営状況と旧図書館の今後の展開について

◆新図書館の運営状況はどのようなものか。

図書館シープラは、正職員6名（任期付、館長1名（課参事）・副館長2名（係長級）・係員3名）及び会計年度任用職員29名（いずれも令和4年12月現在）、総勢35名にて運営。一方、旧図書館での人員体制は、再任用職員2名と会計年度任用職員3名（一部業務を民間業者へ外部委託）のみであり、移転に伴い市民等へのサービス拡充に向けた人員体制の充実を図った。

令和3年9月～令和4年3月までの来館者数は203,344人で一日当たり1,022人が利用し、また同期間にイベントを207回開催。その参加者は合計2,886名にのぼる。これらの数値について旧図書館と比較すると、年間来館者数は約75,000人で一日あたり約300人（ともに概数）、年間のイベント開催数は約40回で参加者は約900人であり、泉大津駅前の好立地やアクセスのしやすさ等の要因、また開館年初年度であったこともあり大幅に増加したものと考えている。

高齢者に向けた健康講座、おはなし会など親子の憩いの場、中高生の学習の場や新たな居場所、ビジネスパーソンによる利用など、あらゆる世代にとって多種多様な使い方ができることから市民ほか多くの来館者から好評を得ている。

◆旧図書館の今後の展開はどう考えているのか。

旧図書館は令和3年9月より資産活用課所管であるが、今後の活用や展開については、泉大津市公共施設適正配置基本計画や泉大津市教育施設再編計画（案）等を基本とし、全体最適の観点から全庁横断的に検討を進めていく。

◆読書記録通帳の利用状況はどうか。

図書館シープラ開館にあたり新たに導入した「本の通帳」。令和3年9月～令和4年3月までの利用実績として、通帳の新規および繰越発行冊数は総数1,952冊、記帳行数は47,198行にのぼる。

シープラ開館時、市内小中学校の全児童・生徒を対象に約 6,000 冊（各 1 冊）を無償配布したほか、令和 4 年 9 月 1 日の開館 1 周年を機に、来館者からの要望等もあり、同児童・生徒への 2 冊目以降も無償配布するサービスを開始（それまでは 1 冊 100 円）した。

本に触れるきっかけとして通帳に親しみ、記帳することを楽しみにシープラに来館する子どもが数多く見受けられることから、本の通帳は子どもたちの読書活動推進に大きく寄与しているものと思われる。

また小学生が図書館見学に来た際には、図書館職員が記帳機の使い方のレクチャーを行うなどして、通帳利用ひいては読書活動の推進に注力している。

（意見・要望）

弥生学習館及び織編館については、館が保有する所蔵品の活用や他機関が保有する所蔵品の借用による企画展なども検討し、来館者数の増加を図られたい。

また、所蔵品の数量、状態の確認を定期的に行うなど、適正な管理を行われたい。

歴史的に貴重な所蔵品の適切な管理のためには、保存設備の機能維持が重要となる。保存設備の老朽化への対応のため、中長期的な改修更新計画を策定し、計画的に設備保全を行うべきである。

学校図書の活用については、市立図書館シープラとの連携を推進するとともに、デジタル図書の活用なども図りながら、子供たちにとって魅力的な図書の充実、及び文部科学省が定める標準図書冊数の実現に向けた整備に努められたい。

シープラの来館者数は大幅に増加していることは評価に値するが、今後も読書量日本一を目指し、市内小中学校との連携やビジネス利用の促進、イベント企画に工夫を凝らすなど、サービスの向上を図られたい。